平成２９年（フ）第２９０号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目16番20号
破産者　小坂弘税理士事務所こと　小坂　　弘
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３４５号
埼玉県坂戸市関間４丁目４番39号　ライオンズガーデン若葉209号室
破産者　三枝美千子
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３８４号
福岡県遠賀郡岡垣町東高陽１丁目８－５、住民票上の住所福岡市西区愛宕浜４丁目４番12号
破産者　久野　貴史
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２５４号
札幌市中央区北６条西25丁目３番13―306号
破産者　森山　雅弘（旧姓畠中）
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５２８号
宮城県名取市閖上字新町頭34番地の11
破産者　伊藤　健司
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８４号
山形市南館１－５―13　クレストコート102、住民票上の住所山形市江南３丁目８番４号
破産者　鈴木　裕治
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９３号
神奈川県茅ヶ崎市柳島１丁目５番８号
破産者　伊東　昭典
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２４号
静岡県浜松市東区長鶴町52―１Ｒｅｖｅｕｒ浜松302号室、住民票上の住所石川県金沢市畝田中１丁目15番地（北栄ビル・102号）
破産者　矢地　謙一
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
静岡県浜松市中区曳馬６丁目11番８号
破産者　加藤　直樹
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
静岡県浜松市東区天王町1532番地の１
破産者　竹山　淳子
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２０５３号
愛知県海部郡大治町大字三本木字村部88番地の１
破産者　ＣＡＦＥ　ＢＲＯＮＣＯこと　山田　徳吉
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３４号
名古屋市天白区平針台１丁目311番地　シティライフ高島202号、従前の住所名古屋市緑区鶴が沢３丁目803番地　フォレスト鶴が沢101号
破産者　阿寺　裕輝
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４４２号
大阪府豊中市曽根南町２丁目15番22号
破産者　小林真記子
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９２号
大阪市平野区瓜破東４丁目５番瓜破東第２住宅４号館1114号、開始決定時大阪市平野区平野南３丁目１番15号
破産者　森友子こと　竹内　國雄
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７０６号
大阪府豊中市清風荘１丁目３番６―202号
破産者　仲井　裕栄
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６２３号
大阪府大東市北条２丁目11番10号
破産者　山口　雄次
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６９１号
大阪府豊中市長興寺北３丁目１番48―505号
破産者　上野　雄司
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７７６号
大阪市淀川区十八条２丁目10番９―606号
破産者　髙河原栄樹
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１５７号
福岡県大牟田市大字草木888番地
破産者　田中　　譲
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部